

ASEAN 4 カ国の実用新案制度とその運用について

2017 年 1 月

S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

1. はじめに

本稿は、ASEAN 4 カ国における、日本の実用新案登録に相当する小発明や考案を保護する制度について、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピンの順に、総論、権利期間・実体審査の有無・審査請求の有無・拒絶に対する対応方法を含む制度の概要、特許あるいは意匠との出願変更や分割出願の可否、権利取得後及び権利行使時の留意点について述べるとともに、出願のフローチャート及び統計データを掲載し、サンプルとして各国の公報データを掲載したものである。そして、最後に活用事例を記載した。

4 カ国それぞれに共通して、実体審査が行われず方式審査のみで登録されるか、実体審査が行われていても新規性のみの審査が行われるにとどまり、また、総じて特許よりも登録までにかかる時間が短いことでは共通している。そして、実体審査が進歩性についての判断は行われないことから、いずれの国でも権利活用には権利の安定性に対する留意が必要という点で共通している。

その一方で、各国での制度名称（小特許、簡易特許、実用新案特許、実用新案と様々である）を始めとして、手続のフローや権利期間などはかなり異なっており、名称のみから日本の実用新案制度と同等と判断しないよう、注意が必要である。

2. タイ

(1) 総論

1999 年に特許法第 3 版で創設され、その後改正されていない。しかし、今後登録要件として進歩性を加えるなどの改正が行われる可能性がある。

日本の実用新案に該当する制度は、実用新案ではなく、小特許 (Petty Patent) と呼ばれる。特許と同様にタイ商務省 (Ministry of Commerce : MOC) 知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) へ出願する。実体審査期間は特許に比べて短く、電子機械分野で 2 年から 3 年程度、化学分野で 4 年程度である。実体審査は行われるが、進歩性が登録要件ではないため、その点の審査は行われない。したがって、権利行使にあたっては権利内容の有効性についての注意が必要である。

(2) 制度

<1>概要（権利期間・実体審査の有無・審査請求の有無・拒絶に対する対応方

法)

権利期間は出願日から6年で、その後2年間の延長を2回行うことができ、最長10年間の権利期間を得ることができる。(特許法65条の7)。権利の対象は特許と同じであり、天然に存在する微生物やその成分、人間や動物の診断・治療方法、公序良俗に違反する発明、コンピュータプログラムそれ自体が不特許事由にあたる(特許法第65条の10で準用する特許法第9条)。

出願[1]にあたっては、以下の書類をタイ語で作成する(1979年特許法に基づく省令第21部(1999年)第12条)。

願書

明細書

必要な図面

要約書

外国人の出願には現地代理人が必要であり(1979年特許法に基づく省令第21部(1999年)第13条)、その場合、委任状に公証手続もしくはタイ大使館での法的証明取得が必須となる(同省令第21部(1999年)第13条)。このとき、正確に翻訳が行われたことを示す保証書を共に提出することが必要である(同省令第21部(1999年)第15条)。

また、出願人が法人である場合は、発明者から出願人に対する譲渡証が必要となる(特許法第65条の10で準用する特許法第10条)。日本特許あるいは実用新案出願を基礎として優先権を主張する場合には、優先権証明書の提出が必要である(1979年特許法に基づく省令第21部(1999年)第10条)。ただし、特許請求の範囲の記載は、請求項数が10を超えてはいけない(同省令第21部(1999年)第25条)。

同一の発明を特許と小特許の両方で出願を行うことはできない(特許法第65条の3)。

審査請求制度は特許と異なり存在しない。方式審査[2]と、新規性と産業上の利用性に関する実体審査[3]が行われ、この点でも特許と相違する。(特許法第65条の2)。

明細書の補正は登録前であれば可能であるが、出願の重要部分への補正及び追加は行えない(特許法第65条の10で準用する特許法20条)。出願人は、登録を行うとの通知とともに登録公報発行費用及び登録料金支払命令[4]を受領し、その受領日から60日以内に登録料を納付しなければならない[5](特許法

第 65 条の 5)。この料金納付により小特許が登録され[6]、登録公報が発行される[7]。

一方、拒絶[8]に対してはその決定の受領の日から 60 日以内に特許委員会への審判請求を行うことになる[9]（特許法第 72 条）。特許委員会でも拒絶が覆らなかつた場合には、出願人は決定受領の日から 60 日以内に知的財産及び国際取引中央裁判所（以下、知的財産裁判所と言う）へ訴訟を提起することができる[10]（特許法第 74 条）。知的財産裁判所での判決に不服があれば、専門事件控訴裁判所（2016 年 10 月に開設）へ上訴を行う[11]（なお、2016 年 9 月 30 に以前に国際取引中央裁判所での判決が下された事件に対する上訴は、最高裁判所へ行う[12]）。専門事件控訴裁判所の判決に対する上訴は、最高裁判所となる。

出願公開制度はないが、登録される小特許については、登録公報発行費用及び登録料金支払命令[4]に対し応答して所定の料金を支払うことで[5]登録公報が発行される[6]。登録公報には書誌事項（出願番号、出願日、出願人名、代理人名、発明者名、発明の名称、公告日）と要約、代表クレーム、代表図面のみが掲載される（1979 年特許法に基づく省令第 22 部（1999 年）第 10 条）。

<タイ小特許 登録公報サンプル>

- (19)  กรมทรัพย์สินทางปัญญา (11) เลขที่ประกาศโฆษณา ██████
 กระทรวงพาณิชย์ (43) วันประกาศโฆษณา ██████ 2558
 เลขที่อนุสิทธิบัตร ██████ (40) วันออกอนุสิทธิบัตร ██████ 2558

(12) ประกาศโฆษณาการจดทะเบียนการประดิษฐ์และออกอนุสิทธิบัตร

(21) เลขที่คำขอ ██████	(51) สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ระหว่างประเทศ Int.Cl.10
(22) วันที่ยื่นคำขอ ██████ 2558	██████
(31) เลขที่คำขอที่ยื่นครั้งแรก	(71) ผู้ขอรับสิทธิบัตร
2018-██████	██████ ██████ ██████
(32) วันที่ยื่นคำขอครั้งแรก	(72) ผู้ประดิษฐ์
██████ 2557	██████ ██████ ██████
(33) ประเทศที่ยื่นคำขอครั้งแรก	(74) ตัวแทน
ญี่ปุ่น	
กรุงเทพมหานคร 10110	
(54) ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์	ชุดนวด
(57) บทสรุปการประดิษฐ์	
<p>ชุดนวดที่มีการทำให้การกระจายตัวของเศษลวดที่ดัดเป็นคลื่นเล็กๆ ซึ่งได้รับการระบายออก จากห้องจัดการตัดของชุดนวดไปที่มีขนาดมีความเท่าเทียมกัน</p> <p>มีดรีมจัดการการตัด (54) ซึ่งได้รับการค้ำยันไว้ให้หมุนได้ตามต้องการที่ภายในห้องจัดการตัด (50) และใบมีดหมุน (51) ซึ่งได้รับการยึดออกจากผิวโดยรอบของดรีมจัดการการตัด (54) นั้นไปในทิศทางรัศมีของดรีมจัดการการตัด (54), ใบมีดหมุน (51) นี้ได้รับการวางตำแหน่งโดยทำเป็นแถวในทิศทางแกนกลางการหมุนของดรีมจัดการการตัด (54), แถวของใบมีดหมุน (51) นี้ได้รับการวางตำแหน่งไว้จำนวน 3 แถวโดยเว้นระยะห่างในทิศทางตามแนวเส้นรอบวงของดรีมจัดการการตัด (54) พร้อมทั้งมีใบมีดหมุน (51) จำนวน 5 อันขึ้นไปอยู่ที่แถวของใบมีดหมุน (51) แต่ละอัน</p> <p style="text-align: center;">รูปที่เลือกใช้ รูปที่ 16</p>	

ข้อถ้อยคำ

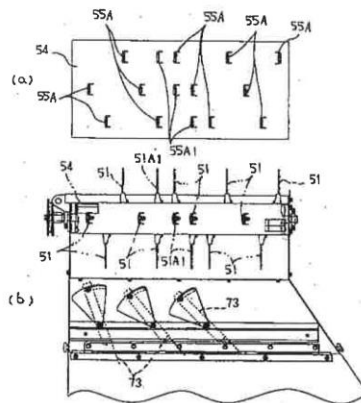
1. ชุดนวดซึ่งมีห้องจัดการตัด (50) ซึ่งทำการตัดโดยรับเอาสิ่งที่จะระบายออกหลังการนวดมาจากห้องนวด (10) ซึ่งมีลักษณะจำเพาะคือ

มีดรัมจัดการการตัด (54) ซึ่งได้รับการค้ำยันไว้ให้หมุนได้ตามต้องการที่ภายในห้องจัดการตัด (50) ดังกล่าว

และใบมีดหมุน (51) ซึ่งได้รับการยึดออกจากผิวโดยรอบของดรัมจัดการการตัด (54) นั้นไปในทิศทางรัศมีของดรัมจัดการการตัด (54).

ใบมีดหมุน (51) นี้ได้รับการวางตำแหน่งโดยทำเป็นแถวในทิศทางแกนกลางการหมุนของดรัมจัดการการตัด (54) ดังกล่าว,

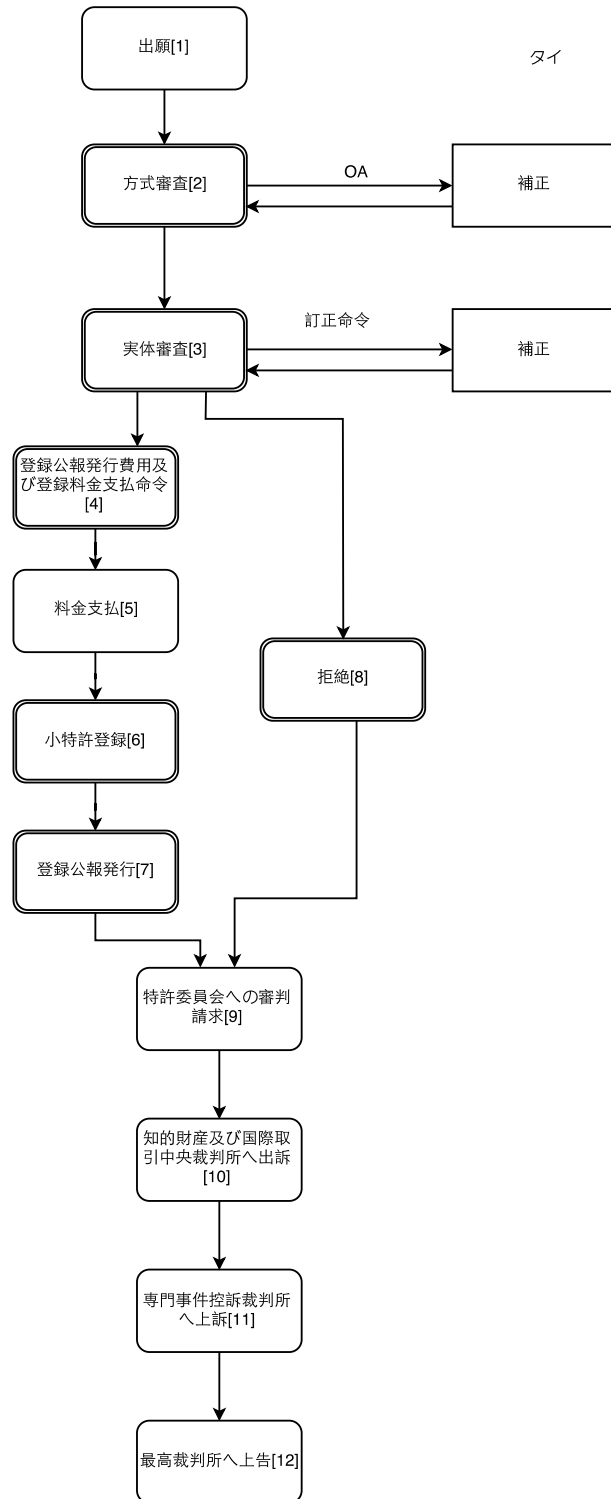
แถวของใบมีดหมุน (51) นี้ได้รับการวางตำแหน่งไว้จำนวน 3 แถวโดยเว้นระยะห่างในทิศทางตามแนวเส้นรอบวงของดรัมจัดการการตัด (54) พร้อมทั้งมีใบมีดหมุน (51) จำนวน 5 อันขึ้นไปอยู่ที่แถวของใบมีดหมุน (51) แต่ละอัน



(ข้อถ้อยคำ 6 ข้อ, รูปเขียน 20 รูป)

出願から権利取得までの期間は、特許（通常 7-8 年）に比べると非常に短く、機械電子分野で 2~3 年程度、化学分野で 4 年程度である。日本から PCT もしくはパリルートによる、優先権主張を伴う出願を行うことは可能であるが、日本の実用新案登録出願を優先権主張の基礎とした場合には、現在行われている PPH（特許審査ハイウェイ）の案件の対象とはならない。したがって、実質的な早期審査制度は存在せず、審査促進のためには上申書を提出して早期審査を申し出る必要がある。上申書について、特別な様式は存在しない。

[フローチャート]



- [1] タイ知的財産局 (DIP) へ出願
- [2] タイ知的財産局で方式審査が行われる。
- [3] タイ知的財産局で実体審査が行われる。進歩性については審査対象ではない。
- [4] 実体審査により登録性に問題ない場合に、登録公報発行費用及び登録料金支払命令がタイ知的財産局より発出される。
- [5] 登録公報発行費用及び登録料金をタイ知的財産局に支払う。
- [6] [5]の料金が支払われると、タイ知的財産局で小特許登録が行われる。
- [7] 小特許登録後、登録公報が発行される。
- [8] 実体審査の結果、補正を行なったとしても登録性なしとタイ知的財産局が判断した案件は拒絶される。
- [9] 出願人が拒絶に不服がある場合、利害関係人が登録に不服がある場合は、特許委員会に対し審判請求を行う。
- [10] 特許委員会の審判結果に不服がある場合には知的財産及び国際取引中央裁判所に出訴する。
- [11] 知的財産及び国際取引中央裁判所の判決に不服がある場合、専門事件控訴裁判所へ上訴する。
- [12] 専門事件控訴裁判所の判決に不服があれば、最高裁判所へ上告する。

<2>特許・意匠との出願変更・分割出願の可否

小特許の登録までの間、特許への出願変更が可能である（特許法第 65 条の 4）。また、特許からの出願変更も、特許の公開前までの間可能である（特許法第 65 条の 4）。意匠への、あるいは意匠からの変更は行えない。

分割出願は、審査官による分割命令を受ければ行うことができる（特許法第 65 条の 10 で準用する特許法第 20 条）。このため、小特許出願の分割を希望する場合は、審査官に対し分割命令を出してもらうよう、上申書を提出することになる。

<3>権利取得後及び権利行使時の留意点

小特許の取得により、権利者は特許権者と同様、物に関する小特許については生産、使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、タイ国内への輸入に関して独占的権利を有し、また、方法に関する小特許については、権利

に基づく方法の使用、生産への使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、権利に基づく方法を使用して生産した製品の販売又はタイ国内への輸入に関して、独占的権利を有する（特許法第 65 条の 10 で準用する特許法第 36 条）。

小特許取得後、登録から 3 年以内あるいは出願から 4 年以内のいずれか遅い期限内に合理的理由なくタイ国内での実施を行っていない場合には、その小特許は強制ライセンスの対象となり得る（特許法第 65 条の 10 で準用する特許法第 46 条）。

小特許の権利者が他者に実施許諾（ライセンス契約）を行う場合、文書によって実施許諾を行わなければならない、また、その文書はタイ知的財産局に対し登録を行わなければならない（特許法第 65 条の 10 で準用する特許法第 41 条）。

<4>他者権利への対応

登録公報は要部公開であるため、クレーム及び小特許詳細を含む出願の全容を確認するためには現地での包袋閲覧が必要となる。DIP のウェブサイト <http://patentsearch.ipthailand.go.th/> において、登録公報の検索を行うことができる。

小特許発行の日から 1 年以内に、利害関係者はその小特許の取り消しを求めて特許委員会に対し審判請求を行うことができる（特許法第 65 条の 6）。審判請求の結果下された決定に不服があれば、決定受領の日から 60 日以内に裁判所へ訴訟を提起する（特許法第 74 条）。

<5>料金

（政府手数料のみ。代理人費用や通信費、公証費用などは含まない）

出願：250 バーツ

補正：50 バーツ

登録費用及び公報発行手数料：500 バーツ

年金：1～5 年目 750 バーツ

6 年目 1,500 バーツ

1～6 年目一括 2,000 バーツ

権利期間延長 1 回目：6,000 バーツ

権利期間延長 2 回目：9,000 バーツ
 ライセンス登録費用：500 バーツ
 特許委員会への審判請求費用：500 バーツ

(3) 統計

年		2011	2012	2013	2014	2015
出願 件数	国内出願人	1,234	1,364	1,503	1,618	2,003
	外国出願人	108	106	106	128	161
	合計	1,342	1,609	1,609	1,746	2,164
登録 件数	国内出願人	860	812	773	766	1,436
	外国出願人	69	90	95	62	124
	合計	929	902	868	828	1,560

出典：タイ王国知的財産局年報 2015

年		2010	2011	2012	2013	2014
刑事 事件	前年からの 繰越案件数	1	1	1	1	1
	提訴件数	4	2	1	3	5
	小計	5	3	2	4	6
	処理件数	1	2	1	4	4
	未処理件数	1	1	1	1	2
民事 事件 (取 消)	前年からの 繰越案件数	8	7	5	4	4
	提訴件数	3	2	3	3	1
	小計	11	9	8	7	5
	処理件数	4	4	4	3	1
	未処理件数	7	5	4	4	4

民事 事件 (侵 害)	前年からの 繰越案件数	9	6	2	1	4
	提訴件数	3	0	5	4	2
	小計	12	6	7	5	6
	処理件数	6	4	6	2	1
	未処理件数	6	2	1	3	5

出典：知的財産及び国際取引中央裁判所

3. ベトナム

(1) 総論

2006年7月1日に施行された、2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号を改正した2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12号である、ベトナム知的財産法で扱われており、現行法の施行日は2010年1月1日である。日本の実用新案に該当する制度は、英語ではUtility Solution Patentと呼ばれるため、本稿では実用新案特許と呼ぶ。受付官庁はベトナム国家知的財産庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam: NOIP)である。政府料金は、独立請求項の数や図面の数、明細書のページ数等によって追加費用が必要となる。権利取得までの期間は、2~5年程度である。実体審査は行われるが、登録要件に進歩性が無いため、権利行使にあたっては権利内容の有効性についての注意が必要である。

政府手数料に関し、特許と実用新案特許との間で差がなく同額である、という特徴がある。

(2) 制度

<1>概要(権利期間・実体審査の有無・審査請求の有無・拒絶に対する対応方法)

権利期間は出願日から10年である(知的財産法第93条3項)。期間の延長はできない(2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令20.4)。権利の対象は特許と同じであり、以下の発明が不特許事由にあたる(知的財産法第59条)。

[1] 発見、科学的理論、数学的方法

[2] 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法、コンピュータ・プログラム

[3] 情報の提示

[4] 審美的特徴のみの解決

[5] 植物品種、動物品種

[6] 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの

[7] ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療

出願[1]にあたっては、下記の文書をベトナム語で作成する（2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令7.2）。

願書

明細書

必要図面

要約書

以下の書類はベトナム語以外の言語で作成してもよいが、ベトナム語の翻訳が必要である（2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令7.3）。

委任状

譲渡証

優先権証明書

外国人の出願には代理人が必要である（知的財産法第89条）。また、出願人が法人である場合は、発明者から出願人に対する譲渡証が必要となる（知的財産法第100条）。日本の特許あるいは実用新案出願を基礎として優先権を主張する場合には、優先権証明書の提出が必要である（知的財産法第100条）。

同一の発明を特許と実用新案特許の両方で出願を行うことはできない（知的財産法第101条）。

方式審査[2]により適切であると認められた実用新案特許出願は、特許出願と同様に優先日又は出願日から19月以内に出願公開[3]される（知的財産法第110条）。なお、出願時に出願手数料とともに出願公開料金の納付が必要である（発明と実用新案特許に関する産業財産細則 発明と実用新案特許に関する産業財産権の確立手続の実行について定める2003年11月5日付省令No.30/2003/TT-

BKHCN 号 6. 2)。早期公開を求めることもできる（知的財産法第 110 条）。早期公開を求めた場合、願書の受理日もしくは早期審査請求書の受領日のいずれか遅い方から 2 ヶ月以内に公開される（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 14. 2）。公開公報は書誌事項（出願番号、出願日、出願人名、代理人名、発明者名、発明の名称、要約書、代表図面）およびその他の書誌事項（譲渡、分割、分割申請書の整理番号など）を添付した発明要約書が公開される（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 14. 3）。

<ベトナム実用新案特許 公開公報記載事項サンプル>

VIETNAM IP GAZZETE NO. ... VOLUME ... (date)

(11) Publication No:	(51) IPC:
(15) Granted date:	(22) Filing date: (30) Claiming priority:
(21) Application No.:	(43) Publication Information of application:
(42) Publication Information of Patent:	
(71) Applicant:	
(72) Inventors:	
(74) Representative:	
(54) Title	
(57) Abstract	
(55) Drawings	

審査請求[4]は優先日又は出願日から 36 月以内に行う（知的財産法第 113 条）。特許の審査請求期間は優先日又は出願日から 42 月以内（知的財産法第 113 条）であるので、特許の審査請求期間より短い点で注意が必要である。新規性と産業上の利用性に関する実体審査[5]が行われる。進歩性は登録要件とはならない。（知的財産法第 58 条 2 項）。

明細書の補正は、登録もしくは拒絶されるまでの間可能であるが（知的財産法第 115 条）、出願書類において開示され又は明記された主題の範囲を拡張してはならず、かつ、当該出願において登録を求めた主題の内容を変更してはならず、また出願の単一性を確保しなければならない（知的財産法第 115 条）。また、登録後であっても、請求の範囲の減縮については訂正を求める再審査の請求を求めることができる（知的財産法第 97 条）。

実体審査により、実用新案特許付与予定または付与拒絶予定の通知書が出願人に送付される（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 16.1）。実用新案特許付与拒絶予定の通知書[6]の通知日から 2 ヶ月以内に、出願人は意見書や補正書を提出して[7]NOIP に再審査を要求することができる（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 15.7）。また、実用新案特許付与予定の通知書の通知日から 2 ヶ月以内に、第三者が意見書及び証拠を提出して NOIP に再審査を要求することができる（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 16.1）。

登録を行うとの実用新案特許付与予定の通知[8]の日から 1 月以内に登録料及び 1 年目年金を納付しなければならない[9]（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 15.7）。この料金納付により、実用新案特許付与決定通知がなされ、登録が行われる[10]。

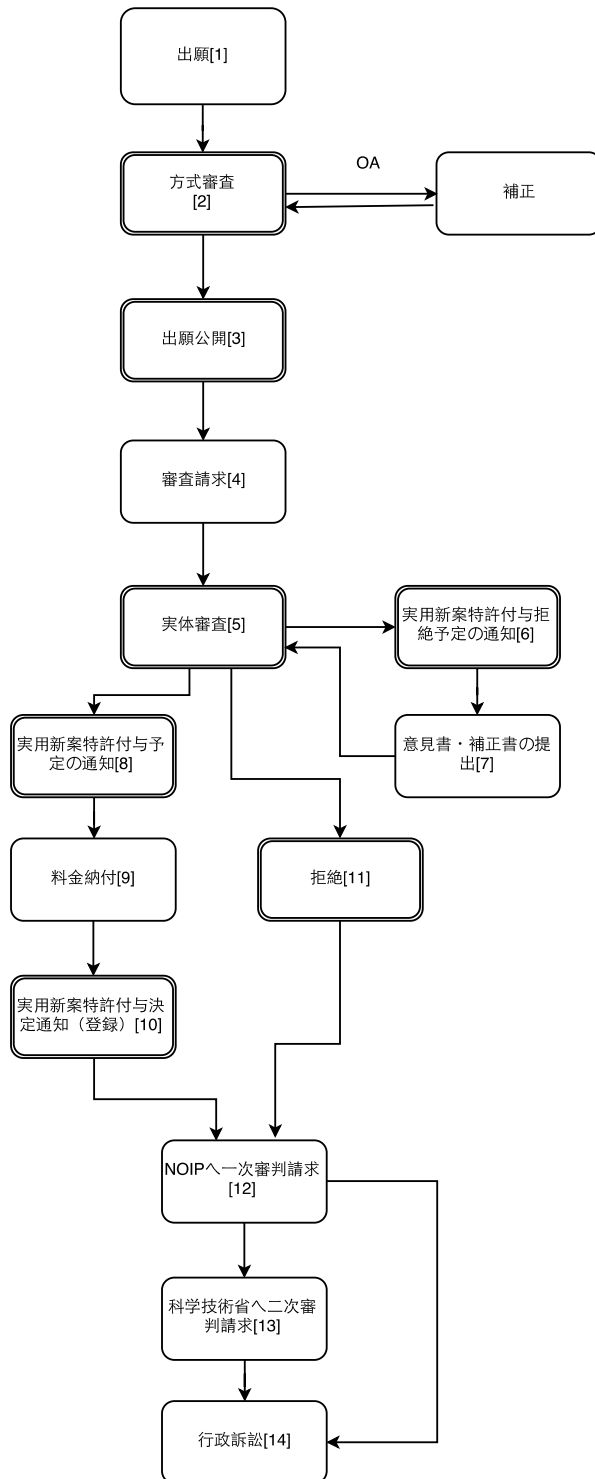
拒絶[11]に対しては拒絶査定の日から 90 日以内に NOIP に対して審判請求（一次審判請求）[12]を行うことができる（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号第 14 条）。NOIP に対する一次審判請求の結果、登録に至らなかった場合には、二次審判請求として科学技術省への審判請求[13]を行うか、あるいは二次審判を経ずに直接行政訴訟[14]を提起することができる（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号第 14 条）。科学技術省による二次審判の結果に対して不服がある場合も行政訴訟を提起することが可能である[14]。二次審判は基本的に科学技術省に送付された書類のみによって判断され

るが、行政訴訟の場合は双方からのヒヤリングが行われるため、二次審判に比べてより時間を有するのが通例である。また、委任状などの提出必要書類の詳細も異なる。

権利取得までの期間は、2～5年程度である。日本から PCT もしくはパリルートによる、日本の特許出願あるいは実用新案出願を基礎とする優先権主張を伴う出願を行うことは可能である。日本の実用新案登録出願を優先権主張の基礎とした場合には、現在行われている PPH（特許審査ハイウェイ）の案件の対象とはならない（ベトナム国家知的財産庁（NOIP）と日本国特許庁（JPO）との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するベトナム国家知的財産庁への申請手続）。

なお、NOIP の処理期限については、出願の実体審査請求が公開日前に行われたときは当該出願の公開日から、又は当該請求が公開日後に行われたときは、当該出願の実体審査請求の日から 18 ヶ月以内に処理するとされている（知的財産法第 119 条）。

[フローチャート]



- [1] ベトナム国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property of Vietnam, NOIP) へ出願
- [2]NOIP で方式審査が行われる。
- [3]NOIP で出願公開が行われる。
- [4]NOIP に対し審査請求を行う。出願公開前に審査請求を行なってもよい。
- [5]NOIP で実体審査が行われる。
- [6]実体審査により、出願を拒絶するとの予定通知 (実用新案特許付与拒絶予定の通知) が行われる。
- [7]実用新案特許付与拒絶予定の通知に対し、意見書・補正書を提出する。
- [8]実体審査の結果、あるいは、実用新案特許付与拒絶予定の通知に対する意見書・補正書提出による再度の実態審査の結果、出願を登録するとの予定通知 (実用新案特許付与予定の通知) 行われる。
- [9]登録料金・1年目の年金を含む料金を支払う。
- [10]登録の査定のお知らせ (実用新案特許付与決定通知) が行われる。
- [11]拒絶査定が行われる。
- [12][10]のお知らせに対し不服のある者、[11]のお知らせに対し不服のある出願人は、NOIP に対し一次審判請求を行う。
- [13]NOIP の一次審判結果に不服のある場合、科学技術省へ二次審判請求を行う。
- [14][12]の NOIP の一次審判結果に不服のある場合に[13]の二次審判請求を経ずに行政裁判所へ出訴する。あるいは、[13]の二次審判結果に不服のある場合に、行政裁判所へ出訴する。

<2>特許・意匠との出願変更・分割出願の可否

実用新案特許の登録までの間、特許への出願変更が可能である (知的財産法第 115 条)。また、特許から実用新案特許への出願変更も、特許の公開前までの間可能である (知的財産法第 115 条)。意匠への、あるいは意匠からの変更は認められない。分割出願は、登録までの間行うことができる (知的財産法第 115 条)。

<3>権利取得後及び権利行使時の留意点

実用新案特許の取得により、権利者は、実施行為として

- (a) 保護された製品を製造すること
 - (b) 保護された方法を適用すること
 - (c) 保護された製品又は保護された方法により得た製品の使用を実施すること
 - (d) (c)に規定の製品を流通させること、又はそれを流通させるために広告、申出、保管すること
 - (e) (c)に規定する製品を輸入すること
- を行うことができる（知的財産法第 124 条）。

また、下記(1)、(2)の場合を除きその権利行使を防止することができる。

- (1) 個人的必要又は非商業目的のため、又は評価、分析、研究若しくは教授、検査、試験生産のため、又は製品の生産ライセンス、輸入若しくは市販のための手続を実施する上での情報を作成するために使用すること
 - (2) 通過中に又は暫定的にのみベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限り発明を実施すること
- （知的財産法第 125 条）。

実用新案特許取得後、出願日から 4 年かつ特許証交付の日から 3 年経過後にベトナム国内での実施を行っていない場合には、その実用新案は強制ライセンス許諾の対象となり得る（知的財産法第 145 条）。

実用新案特許の権利者が他者に実施許諾（ライセンス契約）を行う場合、当事者間でその契約は有効となるが、第三者に対して効力を有するものとするためには、ベトナム国家工業所有権庁(NOIP)に対し、文書によって登録を行わなければならない（知的財産法第 148 条）。

<4>他者権利への対応

公開公報は書誌事項と要約、及び、あれば代表図面のみが記載されるため、クレーム及び実用新案特許詳細を含む出願の全容を確認するためには現地での包袋閲覧が必要となる。NOIP のウェブサイト
<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchPAT.php>
において、公開公報の検索を行うことができる。

実用新案特許の公開公報発行の日から登録査定の日までの間、何人であっても、証拠を添えた書面をベトナム国家工業所有権庁(NOIP)に提出し、当該実用新案特許に対する意見を述べることができる（知的財産法第 112 条）。また、実用新案特許付与予定の通知書の通知日から 2 ヶ月以内に、第三者が意見書及

び証拠を提出して NOIP に再審査を要求することができる（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 16.1）。

実用新案特許付与の日から 5 年以内に、何人であっても NOIP に対し当該実用新案特許の無効を求めて審判請求を行うことができる（知的財産法第 96 条）。NOIP による審判の結果下された決定に不服があれば、二次審判請求として科学技術省への審判請求を行うか、あるいは二次審判を経ずに直接行政訴訟を提起することができる（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号第 14 条）（2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令 22.9）。

〈5〉料金

独立請求項の数や図面の数、明細書のページ数等によって追加費用が発生することに注意。なお、2017 年 1 月 1 日付で料金改定が行われた。

（政府手数料のみ。代理人費用や通信費、公証費用などは含まない）

出願：150,000 ベトナムドン

独立請求項 1 つに対する方式審査費用：180,000 ベトナムドン

優先権主張 1 つあたり：600,000 ベトナムドン

書誌データ及び図面 1 つに対する出願公開費用合計：120,000 ベトナムドン

追加の図面 1 つに対する出願公開費用：60,000 ベトナムドン

6 ページを超過する明細書 1 ページに対する出願公開費用：10,000 ベトナムドン

各サブクラス 1 つに対する特許分類費用：100,000 ベトナムドン

独立請求項 1 つに対する実体審査請求費用：720,000 ベトナムドン

独立請求項 1 つに対する実体審査サーチ費用：600,000 ベトナムドン

補正：160,000 ベトナムドン

最初の独立請求項 1 つに対する登録費用：120,000 ベトナムドン

追加の独立請求項 1 つに対する登録費用：100,000 ベトナムドン

書誌データ及び図面 1 つに対する登録公報発行費用合計：120,000 ベトナムドン

追加の図面 1 つに対する登録公報発行費用：60,000 ベトナムドン

登録手数料：120,000 ベトナムドン

独立請求項 1 つに対する年金支払請求：100,000 ベトナムドン

年金支払審査手数料：160,000 ベトナムドン

年金支払記録発行手数料：120,000 ベトナムドン

年金支払記録登録手数料：120,000 ベトナムドン

独立請求項1つに対する年金：1年目 300,000 ベトナムドン

：2年目 300,000 ベトナムドン

：3年目 500,000 ベトナムドン

：4年目 500,000 ベトナムドン

：5年目 800,000 ベトナムドン

：6年目 800,000 ベトナムドン

：7年目 1,200,000 ベトナムドン

：8年目 1,200,000 ベトナムドン

：9年目 1,800,000 ベトナムドン

：10年目 1,800,000 ベトナムドン

(3) 統計

年		2011	2012	2013	2014	2015
出願 件数	国内出願人	193	198	227	246	310
	外国出願人	114	100	104	127	140
	合計	307	298	331	373	450
登録 件数	国内出願人	46	59	74	66	86
	外国出願人	23	28	33	20	31
	合計	69	87	107	86	117

出典：ベトナム国家知的財産庁年報 2015

4. インドネシア

(1) 総論

2001年法律第14号により改正された特許法が長らく用いられてきたが、2016年法律第13号により改正が行われた。日本の実用新案に該当する制度は、簡易特許、英語では simple patent と呼ばれる。出願はインドネシア知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property : DGIP) に対して行う。

実体審査は行われるが、進歩性は登録要件ではないため、審査が行われない。権利行使にあたっては権利内容の有効性についての注意が必要である。

(2) 制度

<1>概要（権利期間・実体審査の有無・審査請求の有無・拒絶に対する対応方法）

権利期間は出願日から10年である（特許法第23条）。期間の延長はできない（特許法第23条）。2016年の法改正により、権利の対象は特許と同様となっている（特許法第3条）。なお、2016年の法改正前は、権利対象が特許と相違しており、新規な製品又は装置の発明であって、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものとされていた。

出願[1]にあたっては、下記の書類をインドネシア語で作成する必要がある（特許法第24条）。

願書

明細書

図面

クレーム

要約

明細書は英語で提出することも可能であるが、その場合30日以内にインドネシア語の翻訳文を提出しなければならない（特許法第34条）。インドネシアに住所または居所を有さない出願人は、インドネシア国内の代理人を選任する必要がある（特許法第28条）。この場合、委任状が必要である。外国からの出願については、外国の特許庁の審査結果及び特許査定認証謄本の提出が必要である（特許法第30条）。なお、単一性の点で1出願につき1発明と規定されている（特許法第122条）。

また、日本の特許あるいは実用新案出願を基礎として優先権を主張する場合には、優先権書類が必要であり（特許法第30条）、出願人が法人である場合は、発明者から出願人に対する譲渡証が必要となる（特許法第25条）。

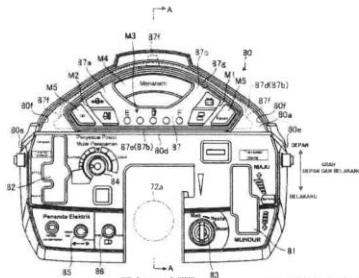
同時進行であるか逐次進行であるかを問わず、同一の対象に対して併存して特許出願と簡易特許出願を行うことはできない（特許法第37条）。

簡易特許の出願公開は出願日から3ヶ月経過後に行われる（特許法第123条）。方式要件[2]を満たした出願が法務人権大臣名で出願公開される[4]（特許法第25条、第46条）。

<インドネシア簡易特許 公開公報サンプル>

(20) RI Permohonan Paten	(11) No Pengumuman : 2016/SI/	(13) A
(19) ID		
(51) I.P.C : Int.Cl./		
(21) No. Permohonan Paten : S002016	(71) Nama dan Alamat yang Mengajukan Permohonan Paten :	
(22) Tanggal Penerimaan Permohonan Paten : 2016	JAPAN	
(30) Data Prioritas : (31) Nomor JP 2015- (32) Tanggal 2015 (33) Negara JP	(72) Nama Inventor : JP JP JP	
(43) Tanggal Pengumuman Paten : 2016	(74) Nama dan Alamat Konsultan Paten :	
(54) Judul Invensi :		

(57) Abstrak :
Tujuan
Untuk membenarkan suatu kendaraan kerja yang mana air dijaga dari mengalir ke dalam penutup melalui bagian bukaan dari panel operasi.
Penyelesaian
Alat terdiri dari: suatu bodi kendaraan (2), suatu unit pengemudi (70) yang dibenkan pada bodi kendaraan (2) dan termasuk suatu penutup bagian depan (71a), suatu panel operasi (80) yang dibenkan di atas penutup bagian depan (71a) dan termasuk alat-alat untuk mengoperasikan bodi kendaraan (2), suatu layar monitor (87) yang dibenkan pada panel operasi (80); suatu bagian bukaan (80c) yang dibenkan pada panel operasi (80); suatu bagian rangka (87b) yang dibenkan di sekeliling dari layar monitor (87), bagian-bagian pemasang tetap (87f) yang dibenkan masing-masing pada bagian kanan dan kiri dari bagian rangka (87b), dimana layar monitor (87) dimasukkan ke dalam bagian bukaan (80c) dari bagian bawah dari panel operasi (80), dan bagian rangka (87b) dan bagian kanan dan kiri bagian-bagian pemasang tetap (87f) berkontak dengan suatu permukaan bagian bawah (80b) dari panel operasi (80); dan komponen-komponen pengencang (T) masing-masing dimasukkan dari bagian bawah kanan dan kiri dari bagian-bagian pemasang tetap (87f), dan memasang layar monitor (87) pada panel operasi (80).



GAMBAR 3

審査請求[5]は出願日から6ヶ月以内に行う(特許法第122条)。実体審査[6]の内容は、新規性と産業上の利用性のみであり、この点で特許と相違する。(特許法第122条)。

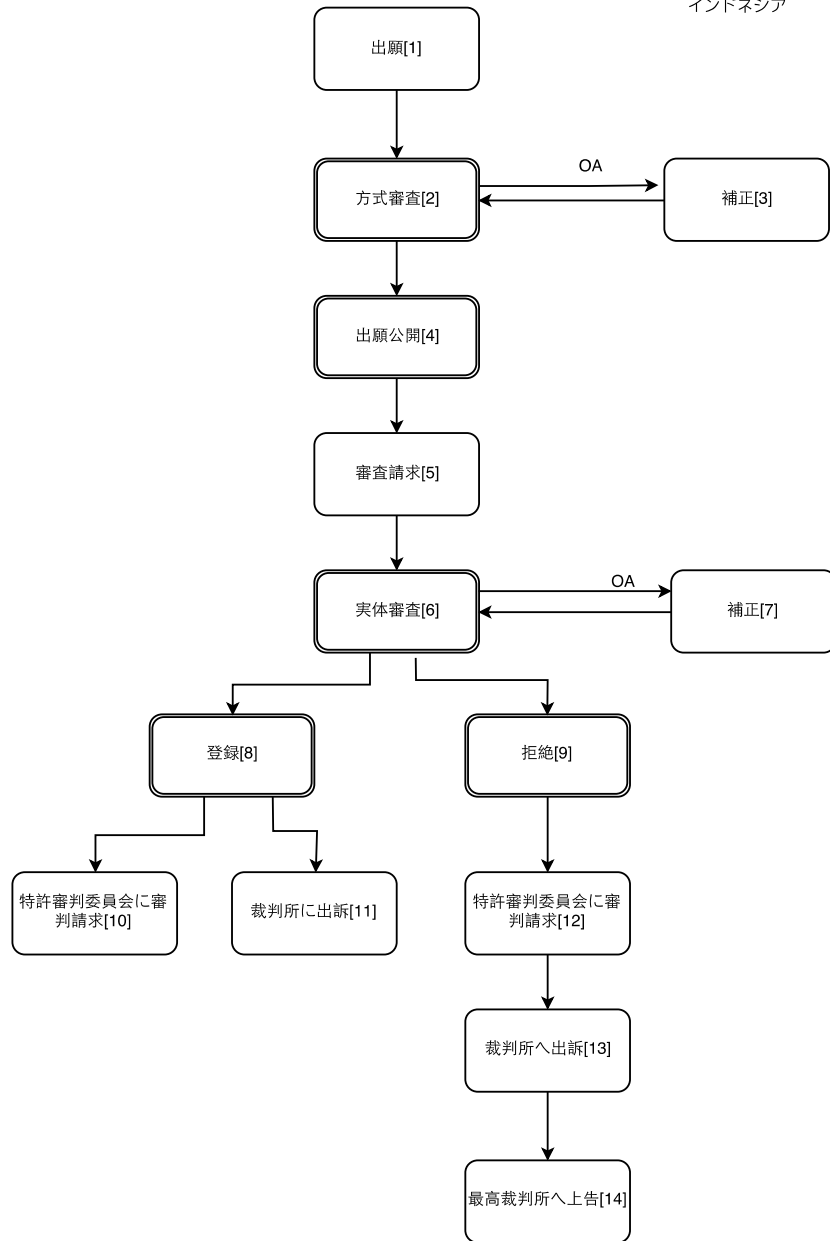
明細書の補正[7]は、発明の範囲を拡大するものでない限りにおいて行うことができる(特許法第39条)。

実体審査で拒絶[9]を受けた場合、出願人は特許審判委員会に対して審判請求を行うことができる[12](特許法第67条)。審判請求期間は、拒絶査定送付

の日から3ヶ月以内である（特許法第68条）。審判請求結果に対する不服は裁判所に審判請求拒絶の日から3ヶ月以内に訴えを提起することができ[13]（特許法第72条）、その決定に不服があれば決定の破棄申立を最高裁判所に行う[14]（特許法第72条）。

権利取得までの期間は、3～5年程度である。日本からPCTもしくはパリルートによる、優先権主張を伴う出願を行うことは可能である。日本の実用新案登録出願を優先権主張の基礎とした場合には、PPH（特許審査ハイウェイ）の試行案件の対象とはならない（インドネシア知的財産総局(DGIP)と日本国特許庁(JPO)との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するインドネシア知的財産総局への申請手続）。

[フローチャート]



- [1] インドネシア知的財産総局 (DGIP) へ出願
- [2] DGIP で方式審査が行われる。
- [3] 方式審査による規定を満たしていない出願に対する OA に補正を行う。
- [4] 方式審査をクリアした出願の出願公開が行われる。
- [5] 審査請求を行う。[4] の出願公開前に審査請求を行ってもよい。
- [6] DGIP で実体審査が行われる。進歩性は判断されない。
- [7] 実体審査による OA に補正を行うか、意見書を提出する。
- [8] 実体審査の結果、登録性ありと DGIP が判断した案件は登録される。
- [9] 実体審査の結果、登録性なしと DGIP が判断した案件は拒絶される。
- [10] 登録された案件に関し、特許審判委員会に取消を求めて審判請求を行う。
- [11] 登録された案件に関し、裁判所に取消を求めて訴訟を行う。
- [12] 拒絶を不服として特許審判委員会に審判請求を行う。
- [13] 特許審判委員会の審判結果に不服があれば、裁判所へ出訴する。
- [14] 判決に不服があれば、判決の破棄を求めて最高裁判所へ上告する。

<2>特許・意匠との出願変更・分割出願の可否

実体審査終了までの間、特許への出願変更が可能である（特許法第 40 条）。また、特許から簡易特許への出願変更も、実体審査終了までの間可能である（特許法第 40 条）。意匠への、あるいは意匠からの変更は規定が存在しないため行えない。

分割出願は、最終処分までの間に行うことができる（特許法第 41 条）。

<3>権利取得後及び権利行使時の留意点

簡易特許の取得により、権利者は、実施行為として

- (1) 簡易特許を付与された製品を製造し、使用し、販売し、輸入し、賃貸し、配送し、又は販売、賃貸又は配送のために供給すること
- (2) 製品を製造するために簡易特許を付与された製造方法を使用すること、及び(1)にいうその他の行為をすること
- (3) 当該簡易特許の使用が教育、研究、試験、又は分析を目的とし、簡易特許権者が当然受ける利益を損なわない場合、(1)及び(2)の規定の適用から除外される。

（特許法第 19 条）。

なお 2016 年の法改正により、簡易特許については強制ライセンス許諾の対象とならないとの条項が削除され、特許と同様に強制ライセンスの対象となった。

第三者対抗要件は、ライセンス登録を行わないと生じない（特許法第 79 条）。ライセンス登録は知的財産総局に対して行う。

<4>他者権利への対応

公開公報は書誌事項のみ記載されるため、クレーム及び簡易特許詳細を含む出願の全容を確認するためには現地での包袋閲覧が必要となる。DGIP のウェブサイト

<http://e-statushki.dgip.go.id/>

において、公開公報の検索を行うことができる。

出願公開時に公開公報が発行される（特許法第 123 条）。このとき、公開された簡易特許に対し、何人であってもその簡易特許出願に対して法務人権大臣宛に書面により理由を付して意見を提出することができる（特許法第 49 条）。この書面を受理したことが出願人に通知され、出願人はこの意見に対し 30 日以内に DGIP に対し説明を提出することができる（特許法第 49 条）。この時受理した意見及び説明は、実体審査の際に付加的に考慮の対象として用いられる（特許法第 49 条）。

簡易特許の全部又は一部取消を求めて、特許審判委員会に審判を請求するか [10]、裁判所に対し訴訟を提起することができる [11]（特許法第 130 条）。

<5>料金

独立請求項の数や図面の数、明細書のページ数等によって追加費用が発生することに注意。

（政府手数料のみ。代理人費用や通信費、公証費用などは含まない）

出願及び審査請求（オンライン出願）：115 アメリカドル

明細書 30 ページ釣果の場合、1 ページあたり：0.5 アメリカドル

審判請求：300 アメリカドル

年金：1 年目 5 クレームまで 55 アメリカドル

2 年目 5 クレームまで 55 アメリカドル

3年目 5クレームまで 55 アメリカドル
 4年目 5クレームまで 55 アメリカドル
 5年目 5クレームまで 110 アメリカドル
 6年目 5クレームまで 165 アメリカドル
 7年目 5クレームまで 220 アメリカドル
 8年目 5クレームまで 275 アメリカドル
 9年目 5クレームまで 330 アメリカドル
 10年目 5クレームまで 385 アメリカドル

審判請求：300 アメリカドル

(3) 統計

年		2011	2012	2013	2014	2015
出願 件数	国内出願人	236	-	233	224	290
	外国出願人	56	-	116	113	120
	合計	292	-	349	337	410
登録 件数	国内出願人	-	-	-	42	42
	外国出願人	-	-	-	12	12
	合計	-	-	-	54	54

出典：WIPO ウェブサイト

5. フィリピン

(1) 総論

2008 年法律第 9502 号により改正された法律第 8293 号である、フィリピン知的財産法で扱われており、現行法の施行日は 2008 年 7 月 4 日である。日本の実用新案に該当する制度は、英語では日本実用新案と同様、Utility Model と呼ばれる。受付官庁はフィリピン知的財産庁（Intellectual Property Office of the Philippines：IPOPPL）である。政府料金は、請求項の数や明細書のページ数等によって追加費用が必要となる。権利取得までの期間は、1～3 ヶ月程度である。実体審査が行われないため、特許と異なり権利行使にあたっては登録性に関する報告書の事前取得を行った上で検討することが望ましい。

(2) 制度

〈1〉概要（権利期間・実体審査の有無・審査請求の有無・拒絶に対する対応方法）

権利期間は出願日から7年である（知的財産法第109条3項）。期間の延長はできない（知的財産法第109条3項）。権利の対象は特許と同じであり、以下が不特許事由にあたる（知的財産法第22条）。

[1] 発見、科学の理論及び数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。ここで、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複体、結合体及び他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効力の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

[2] 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム

[3] 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。この規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。

[4] 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。この規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。この規定は、議会が植物の品種及び動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

[5] 美的創作物

[6] 公序良俗に反するもの、発見、科学的理論、数学的方法

出願[1]にあたっては、以下の書類を英語又はフィリピン語で作成する（知的財産法第32条、発明に関する規則第1410条）。

願書

明細書

図面（もしあれば）

クレーム

要約

フィリピンの居住者でない出願人は、フィリピン国内の代理人を選任する必要がある（発明に関する規則 421 条）。この場合、委任状が必要である（発明に関する規則第 504 条）。また、日本の特許あるいは実用新案出願を基礎として優先権を主張する場合には、優先権書類が必要であり（知的財産法第 100 条、発明に関する規則第 603 条）、出願人が法人である場合は、発明者から出願人に対する譲渡証が必要となる（発明に関する規則第 603 条）。独立請求項の数は特許と異なり 1 つに限定されている（発明に関する規則第 1412 条）。

同時進行であるか逐次進行であるかを問わず、同一の発明に対して併存して特許出願と実用新案登録出願を行うことはできない（知的財産法第 111 条、発明に関する規則第 915 条）。

実用新案においても、実体審査に関連する規定があり、その内容は、新規性と産業上の利用性のみであり、進歩性は登録要件ではないとされている（知的財産法第 109 条）。しかし実際には、実体審査は行われず方式審査[2]のみが行われ、出願から 1 ヶ月以内に必要な料金を支払うことで（発明に関する規則第 1404 条）登録[3]が行われる（発明に関する規則第 1405 条）。

この登録により、電子公報として IPOPHL のサイト上に登録公報が発行される[4]（発明に関する規則第 1414 条）。

<フィリピン実用新案 登録公報サンプル>



Intellectual Property Center, 28 Upper McKinley Rd
McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634 Philippines
Tel No 238-6300 Website www.ippnl.gov.ph e-mail ipa@ippnl.gov.ph

Number: Vol No
Date Released: 2016

[19] INTELLECTUAL PROPERTY PHILIPPINES
[12] UTILITY MODEL PUBLICATION
[21] Application Number: 2/2013/ Document Code: U1
[22] Date Filed: /2013
[54] Title: AN IMPROVED
[71] Applicant(s): [PH]
[72] Maker(s): [PH]
[73] Assignee(s):
[74] Attorney / Agent:
[30] Priority Data: NONE
[51] International Class 8: D
The prior art

[57] Abstract:

FIG. 1

Representative Drawing(s):

Relevant docs:

実体審査結果にあたるものは、所定の料金とともに登録性に係る報告を特許局に請求して[13]、必要な手数料を支払うことにより登録性に関する報告書として得ることができる（発明に関する規則第 1901～1903 条）。方式審査のみで登録されるため、権利行使の前にこの登録性に関する報告書を取得することが望ましい。

外国からの特許出願については、対応出願の英語による外国の特許庁の審査結果、引用文献、特許公報、特許査定提出が必要である（知的財産法第 39 条、発明に関する規則第 612 条、第 1606 条）。実用新案については方式審査のみで登録となるためこれら書類の提出は不要である。しかし、登録性に関する報告書を取得する場合には、これら書類を準備して登録性に係る報告を特許局

に請求する際に参考資料として提出することが望ましい。なお、登録性に係る報告は、請求時に料金を全額支払っていれば請求から2ヶ月以内に発行されることとなっている（発明に関する規則第1903条）。

方式審査によりOAが出された実用新案に対しては、郵送日から2ヶ月以内に

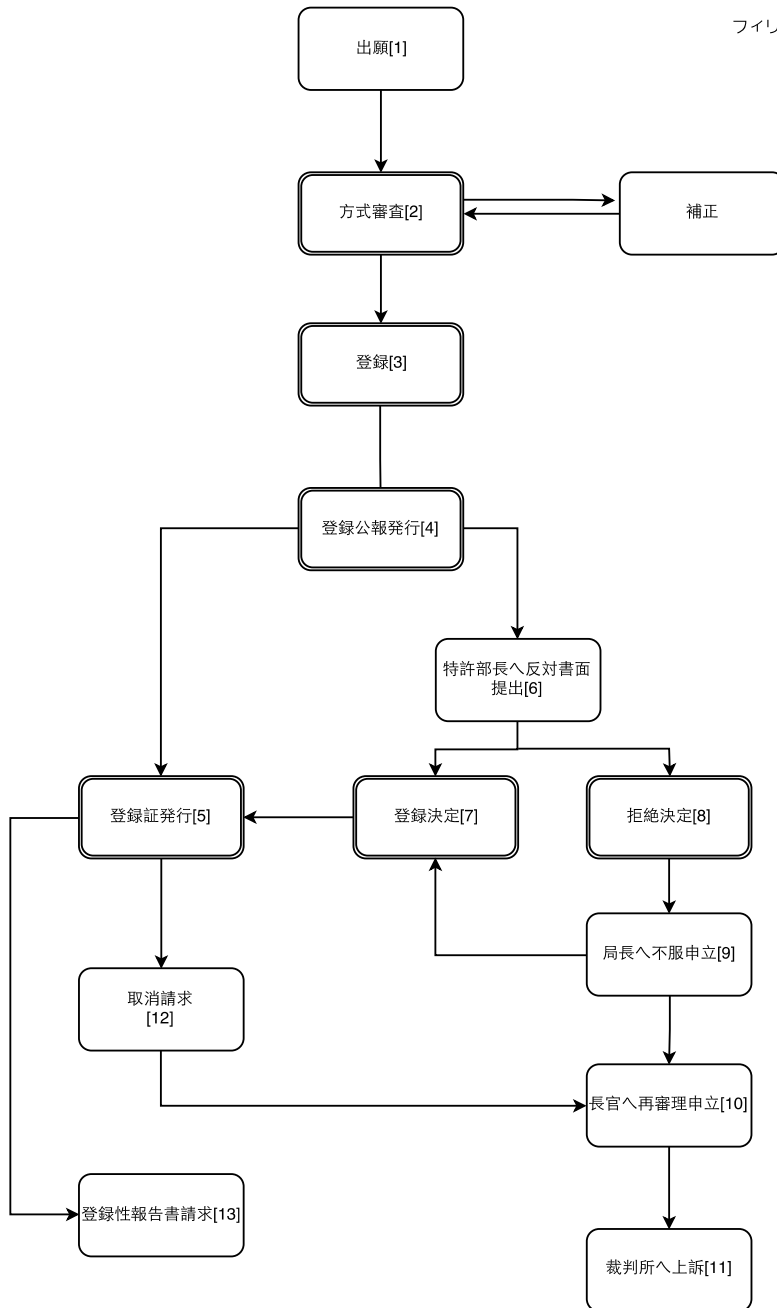
- (1) 出願の補正
- (2) 出願の自発取下
- (3) 出願の特許への変更

のいずれかを行うことができる（発明に関する規則第1407条）。単一性要件を満たしていない実用新案に対しては分割要求がIPOPHLより通知される（発明に関する規則第1412条）。

拒絶を受けた場合[8]、出願人は拒絶査定の日から2ヶ月以内に局長に不服を申し立てることができる[9]（発明に関する規則第1302、1304条）。局長の決定に対し、さらに長官に不服を申し立てることができる[10]（発明に関する規則第1308条）、長官の決定に不服があればさらに裁判所に上訴することができる[11]（発明に関する規則第1311条）。

権利取得までの期間は、方式審査に問題がないものとして約1～3ヶ月である。日本からPCTもしくはパリルートによる、日本特許出願あるいは実用新案出願を基礎として優先権主張を伴う出願を行うことは可能である。フィリピン実用新案登録出願は、PPH（特許審査ハイウェイ）の試行案件の対象ではない。

[フローチャート]



- [1]フィリピン知的財産庁(IPOPHL)へ出願。
- [2]IPOPHL で方式審査が行われる。
- [3]方式審査をクリアした出願の登録が行われる。
- [4][3]の登録により、電子公報として IPOPHL のサイト上に登録公報が発行される。
- [5][6]で述べる反対書面提出がない場合、登録証が発行される。
- [6]何人であっても、登録公報発行から 30 日以内に、IPOPHL 特許部長に対し証拠を付して反対書面を提出することができる。
- [7]特許部長名で登録決定が行われると、[5]の登録証発行が行われる。
- [8]特許部長名で拒絶決定が行われる。
- [9][8]の拒絶決定に不服がある場合、局長へ不服申立を行う。
- [10][9]の局長の不服申立に対する決定、あるいは、[12]の取消請求の決定に対し不服がある場合、長官へ再審理申立を行う。
- [11]再審理申立に対する長官の決定に不服がある場合、裁判所へ上訴する。
- [12]登録証が発行された実用新案に対し、取消請求を行う。
- [13]登録証が発行された実用新案に対し、登録制報告書の請求を行う。

<2>特許・意匠との出願変更・分割出願の可否

実用新案の登録までの間、特許への出願変更が可能である（知的財産法第 110 条、発明に関する規則第 914 条、第 1418 条）。また、特許から実用新案への出願変更も、特許の登録前までの間可能である（知的財産法第 110 条、発明に関する規則第 914 条、第 1417 条）。意匠への、あるいは意匠からの変更は認められない。

分割出願は、分割命令に対応する形で行うことができる（知的財産法第 38 条、発明に関する規則第 604 条、第 1412 条）。

<3>権利取得後及び権利行使時の留意点

方式審査のみで登録されるので、権利行使を実際に行う前に、権利の有効性の評価のために、特許局に必要な手数料を支払うことにより登録性に関する報告書を得ることが望ましい（発明に関する規則第 1901～1903 条）。

実用新案の取得により、権利者は、実施行為として

(a) 対象が物である場合は、許諾を得ていない者による当該物の生産、使用、販売の申出、販売又は輸入を止めさせ、妨げ又は防止する権利

(b) 対象が方法である場合は、許諾を得ていない者による当該方法の使用並びに当該方法により直接的に又は間接的に得られる物の製造、取扱、使用、販売若しくは販売の申出又は輸入を止めさせ、防止し又は妨げる権利を有することとなる（知的財産法第 71 条）。

ただし、損害賠償について、侵害訴訟提起の 4 年以上前の侵害行為については、損害賠償を求めることができない（知的財産法第 79 条）。

実用新案取得後、出願日から 4 年又は特許日から 3 年のいずれか遅い期間の経過後に実施されていない場合、その実用新案は強制ライセンス許諾の対象となり得る（知的財産法第 93、94 条）。

ライセンス契約について、ライセンス登録は資料・情報・技術移転局 (Documentation, Information and Technology Transfer Bureau) に対して行うが、原則として契約の登録が効力発生の要件とはされていない。実用新案の権利者が他者に実施許諾を行う場合、禁止条件が知的財産法第 87 条に、必須条件が知的財産法第 88 条に、それぞれ細かく規定されており、条件を満たしている限りにおいて、資料・情報・技術移転局に対するライセンス登録は必須ではない（知的財産法第 92 条）。これらの条件を満たさないライセンスは無効とされる（知的財産法第 92 条）が、これらの条件を満たさないライセンスであっても、フィリピン国内の経済に対して重要な利益をもたらす特別な又は価値のある事案については、資料・情報・技術移転局による事案の評価により承認される場合がある。ただし、この場合は必ず資料・情報・技術移転局に対する登録が必要となる（知的財産法第 91 条、第 92 条）。

<4>他者権利への対応

IPOP HL による登録時に登録公報と、この時点で存在していれば登録性に関する報告書が公開される（発明に関する規則第 1902 条）。IPOP HL のウェブサイト <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/PatGazette/> において要部公開である登録公報は順次公表され、また、登録証が発行されて登録が完了した実用新案については、IPOP HL のウェブサイト <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/patentsearch.aspx>

上で検索を行うことができ、誰でも明細書の全文及び図面を取得することが可能である。

実用新案に対しては、その実用新案の登録性について、司法機関を含む何人であっても IPOPHL に対し手数料を支払うことにより登録性に関する報告書を請求することができる（発明に関する規則第 1901 条）。なお司法機関が登録性に関する報告書を請求する場合、手数料は不要である。先に述べた通り、登録性に関する報告書が、権利行使の検討の際に重要となるものである。

これとは別に、実用新案に対しては実用新案の登録公報発行の日から 30 日以内に、何人であっても IPOPHL に対し関連する先行技術に照らして当該実用新案が新規性及び産業上の利用可能性に基づき登録に反対するとの意見を、証拠あるいはその時点で登録性に関する報告書が存在する場合はその登録性報告書を添付して、書面で提出することができる[6]（発明に関する規則第 1701 条）。

IPOPHL はこの書面を検討し、必要に応じて IPOPHL と書面提出者との面談や、出願人による補正、追加の証拠提出を経て、IPOPHL 特許部長名により登録の決定[7]あるいは拒絶の決定[8]が行われる（発明に関する規則第 1701 条、第 1702 条）。このとき、拒絶の決定[8]に対して、出願人は IPOPHL 局長に対し不服を申し立てることができる[9]（発明に関する規則第 1702 条）。局長の決定に不服がある場合は IPOPHL 長官へ再審理を申し立てることができる[10]（発明に関する規則第 1308 条）、長官の決定に対しては裁判所へ上訴することができる[11]（発明に関する規則第 1311 条）。

登録された実用新案に対しては、IPOPHL に対し取消を請求することができる[12]（知的財産法第 61 条、第 109 条、発明に関する規則第 1702 条）。このとき、求めた取消に対する局長の決定に不服がある場合は IPOPHL 長官へ再審理を申し立てることができる（発明に関する規則第 1308 条）、長官の決定に対しては裁判所へ上訴することができる（発明に関する規則第 1311 条）。

取消の理由は以下の通りである（知的財産法第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条、第 109 条）。

(a) 請求されている発明が実用新案として登録を受けることができないものであり、特に新規性及び産業上の利用可能性、不特許事由の規定に照らして登録要件を満たしていないこと

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと

(c) 発明の理解に必要な図面を提出していないこと

(d) 実用新案登録の権利者が発明者でなく、その承継人でもないこと

取消が認められなかった場合はそのまま登録証が発行される。一方、取り消された場合、出願人は審判を提起することができる。この審判により登録が認められれば、登録証が発行されるが、取消が維持された場合はそのまま出願は拒絶とされる。

〈5〉料金

(政府手数料のみ。代理人費用や通信費、公証費用などは含まない)

出願：3,600 ペソ

クレーム数が5を超過した場合超過1クレームあたりの追加費用：240 ペソ

優先権主張：1件あたり1,800 ペソ

登録性に関する報告書請求：1,320 ペソ

(3) 統計

年		2011	2012	2013	2014	2015
出願 件数	国内出願人	648	704	652	759	756
	外国出願人	40	29	33	19	46
	合計	688	733	685	778	802
登録 件数	国内出願人	388	403	472	570	492
	外国出願人	15	22	22	27	38
	合計	403	425	494	597	530

出典：フィリピン知的財産庁 (IPOPHL) ウェブサイト

6. 実用新案 (小特許) の活用例

各国の実用新案制度の共通的特徴は、①登録要件に進歩性が無いため、権利化が容易で、特許と比較し早く権利化できる点、②権利期間が長くて10年と短期間である点 である。

従って、これらの特徴を生かした活用例を紹介する。

① 現地法人のエンジニアグループが、集団で競合会社に転出することを事前に察知した現地法人が、ノウハウを文書化し、小特許（実用新案）で権利化したため、転出後においても、競合会社との関係で、権利期間中は、市場優位に立てた事例

この現地法人は、タイに生産工場を持ち、成型加工を主な技術として部品製造を行っている。機械については、汎用機械を使っているが、成型加工方法において、ノウハウを持ち、その技術においては、取引先からの評価は高かった。しかしながら、現地資本の競合会社からエンジニアの引き抜きを受け、幹部エンジニアを含むグループが、集団で転出する動きとなった。

この情報を事前に得た現地法人幹部は、営業秘密保護法での対処を当初検討したが、技術流出に対して後手に回ると考え、先にノウハウを小特許出願し、積極的に権利化することを押し進めた。

結果、出願後1年で権利化し、この情報を取引先等に、周知させて、コンプライアンスを求めた。競合企業に移ったエンジニアグループは、予想とおり同一商品を生産し、市場で競合となったが、この小特許権を取引先に主張することにより、競合優位を権利期間中、持続できた。この権利期間の間に、新技術を開発でき、新商品を完成できた。

② 技術移転の当該技術を現地で出願権利化せずに、技術移転を行ったために、現地合弁の資本関係が変更された際に、事実上分離独立することとなった現地資本側が当該移転技術を小特許として出願権利化し、逆に技術移転元に対し警告状を送り付けた事例

現地資本側からみての小特許活用例となるが、早期に権利化でき、警告状を発することができるという利点を最大限利用した例となっている。技術移転元からすれば、技術移転する際に、当該国の制度をよく理解した上で、移転前における権利化や技術移転契約に注意を払えば、このような問題は起きなかった。

本件は、警告状を受けた時期が、権利化後1年以内であったため、小特許制度の審査請求制度を利用し、文献記載公知による権利無効を主張し、2年後に政府より無効を勝ち得た。技術移転を受けた側に小特許を活用され、技術供与側のビジネスを妨害しようとしたという点で、活用事例となる。

③ 現地で国際博覧会が行われ、すでに権利化していた小特許技術を搭載した展示品が中国から持ち込まれるという情報を、事前に察知し、その当該展示企業に対し、小特許侵害に基づく警告状を送り付け、展示を未然に阻止した事例

当該技術は、中国で模倣され中国国内で裁判で争った経緯があり、侵害品がタイ市場に送り込まれる可能性が非常に高いため、タイでの小特許の権利化を事前に行った。権利化後、数年経過した後に、本小特許侵害品を展示会で展示するという情報を事前に察知し、展示会開催前に、警告状を展示予定企業に対し、送り付けたため、未然に展示阻止に成功した事例。

以上、3つの事例を掲げたが、いずれも訴訟などのエンフォースメントまでには至らずに、終了している。ここで、共通して言えることは、いずれの事例においても、小特許あるいは実用新案の権利がある程度、ビジネス上で効果を奏しているという点であろう。法律遵守を求められる業界の中においては、小特許を利用して安全安心な取引を確保できるという点で、ビジネス環境がある程度整っている国においては、利用価値があるものと思われる。

さらに、感じられるのは、小特許あるいは実用新案制度は、新規性のみを登録要件としているため、これを活用する際には、権利範囲が非常に狭い、いわゆるデッドコピーの防止に限り役立つということであろう。この権利範囲の確定が楽にできるということは、現地国の判断能力が十分ではないエンフォースメント機関にとっても取り扱い易いのではなかろうか。また逆に、権利を濫用しやすいのはなかろうかという不安もあるが、タイの裁判件数（本稿前出）から理解できるように、年間1500件の出願件数に比べて裁判件数は年間数件しかない。国民性の違いがあるかもしれないが、東南アジアは一様に、裁判を嫌う傾向があ

るように思える。

特に、技術開発環境が十分でない国、模倣製品を実質上製造できずにデッドコピーしか製造できないような環境の国に進出する際には、このような簡単でかつ短期で取得できる権利というのは、活用範囲が多いにあるものと思われる。

今後、小特許あるいは実用新案制度は、タイでは登録要件に新規性だけでなく、進歩性（彼らは革新性, innovative step）なる新たな要件を加えるべく検討を続けている。インドネシアでは、2016年8月に簡易特許の対象を特許の対象と同一とする対象の拡大を行ってきているこのような状況から、今後さらに、小特許や実用新案は、より使い易いものとなるものと考えられる。

7. 結び

以上の通り、ASEAN 4 カ国における、日本の実用新案登録に相当する小発明や考案を保護する制度は日本の実用新案制度と全く同じというものではないが、制度の特徴を踏まえて、企業活動において有効に活用するための一助として本書が役立てば幸いである。